会派 れいわ新選組 新宿 さわいめぐみです。認定第１号から第４号までを反対し、少数意見を留保いたしましたのでここで報告させていただきます。

９日間に渡る決算特別委員会で質疑に使用された２８４ページに及ぶ新宿区各会計歳入歳出決算書には、区が何をして、そして何をしなかったのかが表れていると言えます。区民に一番近い、独立した行政機関として、現状と将来とを見据え、どこを向いてどれを一番の優先順位とするのか、国や都との関係性においていかにバランスをとりながら道を切り開いていくべきか、その選択と集中は日々苦悩の連続であることは想像に難くありません。

まずはさまざまな施策に取り組み一定の達成を果たし、評価を得ておられることについて敬意を、そしてその礎となる職員の皆さんの真摯な献身に心からの感謝を表します。初めて決算特別委員会に参加した身として改めて行政サービスの多様さ、その職務の大切さに思いが至る貴重な経験であり深く感銘を受けました。

その上で、まずは認定第１号から４号に共通する反対の理由のベースとなる考えを2点述べます。

現在日本が置かれている状況、先進国の中で唯一30年にも及ぶ不況、上がらない賃金、コロナ禍、物価高や光熱費高騰、年々広がり続ける格差と貧困の問題に加え、少子高齢化、人材の確保、さらなる増税、直下型大地震や気候変動への備え、食の安全や環境保全の課題などは非常に深刻であり、区としてどれだけ区民に寄り添い、問題を解決しようとしたのか。その検討と取り組みが十分であったとは言えないのではないか。

もともとは市民からお預かりしている財源を、市民が経済的困窮に苦しんでいるときに行政側が着々と積み増していることは果たして本当に健全だと言えるだろうか、という点が1点。

２つ目は、公共財産、自然環境の保全について、次世代へ胸を張って手渡していけると言えるような判断、努力、取り組みを、しっかりと予算と労力を使って為されたと言えるかどうか。市民の命と財産を守るための体制が整っているのか。これらは新宿区の自治と人々の権利にも関わる課題であると考えました。

この２つの観点から、認定第１号から順番に反対する理由を述べます。

まず格差と貧困の課題に対する支援、特に子どもの貧困に対する実態把握と支援が消極的だった点。

自然環境の破壊と汚染について、区は放射能汚染土の実証事業について真に安全なのかの確認を怠り、環境省のいうことを鵜呑みにして、その責任を放棄しています。8000ベクレルの基準に対してすでに疑義があるにも関わらず、空間線量といういち部分を取り出して安全だなどというのは欺瞞です。放射能汚染の影響がもたらす被害は、我々大人以上に子どもたちにとって深刻であり、公共事業での再利用などを進めて汚染を拡散してしまえば回収はますます困難、人道的にも許されるものではありません。札束で頬を叩きながら地方自治体を助成金依存にさせ、骨抜きにしてきた原子力政策には、例え国策であっても加担すべきではありません。

神宮外苑の再開発について。神宮外苑はもともと国有地であり、公共空間として維持管理するという約束で市場価格の半額で払い下げられた経緯を持ちます。この再開発事業が私企業の利益を優先させるものであり、大きく問題視されることを予測しながら、区は公聴と検証を怠り、都からの要請を優先、大量の樹木の伐採を許しました。これは自治の志を軽視するものです。

いずれの課題についても、今後、独立した行政機関である区として、しっかりとした情報公開、更なる調査、検討、市民参加の議論と意思決定の取り組みを求めます。

次に第２号については、健康保険料の負担が重すぎることについての支援が不足しています。

これは３号と４号についても共通して言えることですが、命の源である水や土や空気、食べ物の安全を守り、人々を病気にさせない経済循環、環境づくりが今後ますます重要となる中で、区の環境保全に対する感受性があまりに低いと言わざるを得ない点が指摘されます。人々の心身の健康を保障する思い切った経済政策が必要です。

またマイナンバーカードやコロナウィルスワクチンなど、市民に重篤な被害をもたらす可能性のある施策について、大々的な推奨を行いまた予算も割いている一方で、リスクの説明がしっかりとなされていない点は問題です。

次に第３号については、介護人材の待遇改善と人材確保、育成について具体的な施策がなされていません。

次に第４号については、後期高齢者医療保険料が重すぎることについて対策と支援が不足しています。

以上を指摘いたしまして、少数意見の報告とさせていただきます。区におかれましてはぜひこれらの意見も合わせて今後の区行政の施策につなげ、活かしていただきたく要望いたします。

ご清聴ありがとうございました。